

委員 長 談 話

令和3年10月11日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

1 本日、人事委員会は、議会及び知事に対して、職員の給与等について報告及び勧告をいたしました。

本年は、職員の給与と民間給与とを比較したところ、月例給については、公務が民間を下回っていましたが、その較差が極めて小さいことから、改定を行わないこととしました。

特別給については、公務が民間を上回ったことから、民間との均衡を図るため、引下げを行い、年間4.30月分としました。

2 また、公務運営については、人材の確保及び育成、能力・実績に基づく人事管理、勤務環境の整備、高齢層職員の能力及び経験の活用並びにコンプライアンスの徹底に関して報告しました。

3 人事委員会の勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり、地方公務員法で定める給与決定原則に基づき、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行っているものです。

- 4 議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、本委員会の勧告を速やかに実施されるよう要請いたします。

- 5 職員においては、県民の安全・安心を確保するため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の業務にまい進していただいておりますが、引き続き、全体の奉仕者としての高い使命感と倫理感の下に、県政の課題に迅速かつ的確に対応し、県民の視点に立った行政運営や公務能率の向上に努め、県民の公務に寄せる期待と信頼に応えるよう、職務に精励されることを要望します。

- 6 県民の皆様には、人事委員会の勧告制度の意義と、職員がそれぞれの職務を通じ、県民生活を支え、その向上に日々努めている実情について、深い御理解をいただきたいと思っております。